社会福祉法人水の会役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人水の会(以下「当法人」という。)の役員報酬規程第3条 の規定に基づき役員に対する役員退職慰労金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員退職慰労金の支給対象)

第2条 常勤役員が退任した場合には、その者(本人が死亡した時はその遺族)に、本規程に定める基準に基づいた役員退職慰労金を支給する。ただし、役員として就任している期間にの法人の職員を兼ね、職員給与が支給されており、かつ退職金制度のある職員共済会等に加入している期間に対しては、役員退職慰労金は支給しない。

(退職慰労金の額)

- 第3条 常勤役員の役員退職慰労金は、当該役員の退任時までに就任した役位ごとに、別表 1の計算式により算出して得た額とする。
- 2 役員退職慰労金の上限は5千万円とする。

(役員在任年数)

第4条 役員在任年数は、就任の月から退任の月までとし、1年未満の在任期間は、月割りで計算を行う。また、1か月未満の場合は、四捨五入するものとする。

ただし、この法人の職員を兼ね、職員給与が支給されていた期間がある役員については、 その期間の役員在任年数には含めない。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第2条に規定する遺族とは、配偶者を第一順位とし、配偶者のない場合 には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、当該者が複数いるときは、代表者に対し支給するものとする。

(支給減額及び停止)

- 第6条 退職役員で、在任中に当法人に対し重大な損害を与えた者には、支給額を減額また は、停止することができる。
- 2 当法人の運営に支障をきたす恐れがある場合は、支給時期を延期、あるいは支給額を減額または停止することができる。
- 3 前各項については、理事会の議決により決定する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第8条 本規程の実施に必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めることができるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (常勤役員の退職慰労金算定式)

退職慰労金の額=退任時の月額報酬×役員在任年数×役位の係数

(役位及び係数)

役 位	係数
理事長	2. 0
理事	1. 0